

堺市公報 第266号	令和5年5月26日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政経営課】	3
<告示>	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	14
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	18
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	18
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	19
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	20

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 …………… 20

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【ICTイノベーション推進室】 …………… 21

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】 …………… 22

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】 …………… 23

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】 …………… 24

○農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】 …………… 25

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 …………… 31

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】 …………… 31

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい
 て
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 …………… 32

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 …………… 34

<教育委員会規則>

○堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】 …………… 36

規 則

堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第45号

堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

(堺市事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市事務分掌規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 建築都市局開発調整部宅地安全課許可係の分掌事務を定める部分第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条 開発調整部長専決事項を定める部分第16号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「旧宅地造成等規制法」という。)」に改め、同部分第17号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同部分第18号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)」に改める。

第12条 宅地安全課長専決事項を定める部分第2号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503431
事業所名称	うさぎの家ケアプランセンター
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町一丁18番4号
指定の申請者	合同会社ワーム
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁18番4号
代表者名	本村裕美
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	居宅介護支援

~~~~~

堺市告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776600617      |
| 事業所名称     | 訪問介護ステーション ニコニコ |
| 事業所所在地    | 堺市美原区北余部40-30   |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 指定の申請者     | 株式会社イーグル          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区北余部40番地30 |
| 代表者名       | 検見崎兼治             |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004349                       |
| 事業所名称      | 訪問介護ありさん                         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区東雲西町一丁2番7号 出原ビル301号          |
| 指定の申請者     | 株式会社C I P                        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区南花田町83番地1 太平パシフィック南花田201号 |
| 代表者名       | 堀川広子                             |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日                         |
| サービスの種類    | 訪問介護                             |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503423          |
| 事業所名称      | ヘルパーステーションまぶしい世界    |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町707番地        |
| 指定の申請者     | 株式会社モネ              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区岸里二丁目11番2号 |
| 代表者名       | 小村朋之                |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日            |
| サービスの種類    | 訪問介護                |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303410    |
| 事業所名称     | ケアサポート めるきゅーる |

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 事業所所在地     | 堺市西区草部175番地3 北野ビル202号室         |
| 指定の申請者     | 合同会社めるきゅーる                     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区八田北町328番地 インテックス8番館101号 |
| 代表者名       | 青山洋子                           |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日                       |
| サービスの種類    | 訪問介護                           |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103836        |
| 事業所名称      | 訪問介護ステーションそよ風     |
| 事業所所在地     | 堺市中区深阪4丁7-16      |
| 指定の申請者     | 株式会社ライフホープ        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府泉佐野市中庄1083番地の5 |
| 代表者名       | 円市正人              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004331          |
| 事業所名称      | ブルースター              |
| 事業所所在地     | 堺市堺区榎元町5丁7-13       |
| 指定の申請者     | 有限会社ケア・ツリガネ         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市旭区大宮三丁目21番12号 |
| 代表者名       | 玉邑大樹                |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日            |
| サービスの種類    | 訪問介護                |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776103851    |
| 事業所名称     | パワーケア訪問介護サービス |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 事業所所在地     | 堺市中区東山900 ジョイビル202号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社パワーケア            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区南余部259番地24   |
| 代表者名       | 青松佑樹                 |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日             |
| サービスの種類    | 訪問介護                 |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004356        |
| 事業所名称      | えびすケアサポート         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区出島町五丁4番22号    |
| 指定の申請者     | 株式会社えびす           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区出島町五丁4番22号 |
| 代表者名       | 古坊千秋              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490409                        |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション 掌                      |
| 事業所所在地     | 堺市南区高倉台2丁27番地7号 シティハイムソファレA棟101号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社Ryo's Family                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区泉田中2393番地19                |
| 代表者名       | 山口良輔                              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日                          |
| サービスの種類    | 訪問看護                              |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090605 |
|-----------|------------|

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション サン                |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵西町4-2-9-102            |
| 指定の申請者     | 株式会社サン                       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺元町六丁824番地 パルク浜寺203号 |
| 代表者名       | 三浦大介                         |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日                     |
| サービスの種類    | 訪問看護                         |

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766690164                       |
| 事業所名称      | New Gate 訪問看護ステーション              |
| 事業所所在地     | 堺市美原区南余部64-1 ヴィラ・ビアンカ美原107号      |
| 指定の申請者     | 株式会社ARIA                         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1-6 伊藤佑ビル大阪本町7-1 |
| 代表者名       | 宮崎大輔                             |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日                         |
| サービスの種類    | 訪問看護                             |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190546          |
| 事業所名称      | シンシア訪問看護ステーション      |
| 事業所所在地     | 堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2階 |
| 指定の申請者     | 株式会社Prima S         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府阪南市黒田382番地の1     |
| 代表者名       | 森秀幸                 |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日            |
| サービスの種類    | 訪問看護                |



|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201465         |
| 事業所名称      | エイジ・ガーデン日置荘        |
| 事業所所在地     | 堺市東区日置荘西町三丁29番3号   |
| 指定の申請者     | 株式会社創生事業団          |
| 主たる事務所の所在地 | 福岡県福岡市中央区清川一丁目3番1号 |
| 代表者名       | 伊東鐘賛               |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日           |
| サービスの種類    | 特定施設入居者生活介護        |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103844        |
| 事業所名称      | ケアショップハル堺店        |
| 事業所所在地     | 堺市中区東山918番2       |
| 指定の申請者     | 有限会社ハルコーポレーション    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府阪南市自然田780番地の13 |
| 代表者名       | 高延政之              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与            |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201622      |
| 事業所名称      | 御幸株式会社          |
| 事業所所在地     | 堺市東区丈六360番地9    |
| 指定の申請者     | 御幸株式会社          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区丈六360番地9 |
| 代表者名       | 平田方明            |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日        |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与          |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103844        |
| 事業所名称      | ケアショップハル堺店        |
| 事業所所在地     | 堺市中区東山918番2       |
| 指定の申請者     | 有限会社ハルコーポレーション    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府阪南市自然田780番地の13 |
| 代表者名       | 高延政之              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売          |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201622      |
| 事業所名称      | 御幸株式会社          |
| 事業所所在地     | 堺市東区丈六360番地9    |
| 指定の申請者     | 御幸株式会社          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区丈六360番地9 |
| 代表者名       | 平田方明            |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日        |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売        |

~~~~~

堺市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766490409
事業所名称	訪問看護ステーション 掌
事業所所在地	堺市南区高倉台2丁27番地7号 シティハイムソファレA棟101号室
指定の申請者	合同会社Ryo's Family
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区泉田中2393番地19
代表者名	山口良輔
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090605
事業所名称	訪問看護ステーション サン
事業所所在地	堺市堺区向陵西町4-2-9-102
指定の申請者	株式会社サン
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺元町六丁824番地 パルク浜寺203号
代表者名	三浦大介
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766690164
事業所名称	New Gate 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市美原区南余部64-1 ヴィラ・ビアンカ美原107号
指定の申請者	株式会社ARIA
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1-6 伊藤佑ビル大阪本町7-1
代表者名	宮崎大輔
指定年月日	令和5年4月1日

サービスの種類	介護予防訪問看護
---------	----------

介護保険事業所番号	2766190546
事業所名称	シンシア訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2階
指定の申請者	株式会社P r i m a S
主たる事務所の所在地	大阪府阪南市黒田382番地の1
代表者名	森秀幸
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776201465
事業所名称	エイジ・ガーデン日置荘
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁29番3号
指定の申請者	株式会社創生事業団
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区清川一丁目3番1号
代表者名	伊東鐘賛
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	2776103844
事業所名称	ケアショップハル堺店
事業所所在地	堺市中区東山918番2
指定の申請者	有限会社ハルコーポレーション
主たる事務所の所在地	大阪府阪南市自然田780番地の13
代表者名	高延政之
指定年月日	令和5年4月1日

サービスの種類	介護予防福祉用具貸与
---------	------------

介護保険事業所番号	2776201622
事業所名称	御幸株式会社
事業所所在地	堺市東区丈六360番地9
指定の申請者	御幸株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区丈六360番地9
代表者名	平田方明
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103844
事業所名称	ケアショップハル堺店
事業所所在地	堺市中区東山918番2
指定の申請者	有限会社ハルコーポレーション
主たる事務所の所在地	大阪府阪南市自然田780番地の13
代表者名	高延政之
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776201622
事業所名称	御幸株式会社
事業所所在地	堺市東区丈六360番地9
指定の申請者	御幸株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区丈六360番地9
代表者名	平田方明
指定年月日	令和5年4月1日

サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売
---------	--------------

~~~~~

堺市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796400279     |
| 事業所名称      | ハーモニーくすのき      |
| 事業所所在地     | 堺市南区美木多上55番地7  |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人野田福祉会    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区南野田33番地 |
| 代表者名       | 宮下正明           |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日       |
| サービスの種類    | 認知症対応型共同生活介護   |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000434        |
| 事業所名称      | グループホームたいよう堺東     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区今池町1丁1番56号    |
| 指定の申請者     | 有限会社たいよう          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区今池町一丁3番22号 |
| 代表者名       | 齋藤貴子              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |

|         |              |
|---------|--------------|
| サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護 |
|---------|--------------|

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000426        |
| 事業所名称      | 看多機たいよう堺東         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区今池町1丁1番56号    |
| 指定の申請者     | 有限会社たいよう          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区今池町一丁3番22号 |
| 代表者名       | 齋藤貴子              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 看護小規模多機能型居宅介護     |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796600159        |
| 事業所名称      | リニエ看多機美原          |
| 事業所所在地     | 堺市美原区青南台2丁目13番22号 |
| 指定の申請者     | 株式会社こみけあリンク       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府河内長野市上原西町25番1号 |
| 代表者名       | 岩崎千佳              |
| 指定年月日      | 令和5年4月1日          |
| サービスの種類    | 看護小規模多機能型居宅介護     |

~~~~~

堺市告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の20第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796400279
事業所名称	ハーモニーくすのき
事業所所在地	堺市南区美木多上55番地7
指定の申請者	社会福祉法人野田福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区南野田33番地
代表者名	宮下正明
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	2796000434
事業所名称	グループホームたいよう堺東
事業所所在地	堺市堺区今池町1丁1番56号
指定の申請者	有限会社たいよう
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区今池町一丁3番22号
代表者名	齋藤貴子
指定年月日	令和5年4月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

堺市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社Rear Mavie	居宅介護	ケアステーションTOI	大阪府堺市中区東八田386番地1	令和5年5月1日
合同会社Rear Mavie	重度訪問介護	ケアステーションTOI	大阪府堺市中区東八田386番地1	令和5年5月1日
株式会社ジョイライフ	居宅介護	ジョイヘルパーステーション	大阪府堺市堺区神保通3番23-1号	令和5年5月1日
株式会社ジョイライフ	重度訪問介護	ジョイヘルパーステーション	大阪府堺市堺区神保通3番23-1号	令和5年5月1日
株式会社リレックス	居宅介護	ゆるっとKTN ケアサポート	大阪府堺市西区鳳東町七丁745 鳳グリーンパレス101号	令和5年5月1日
株式会社リレックス	重度訪問介護	ゆるっとKTN ケアサポート	大阪府堺市西区鳳東町七丁745 鳳グリーンパレス101号	令和5年5月1日
株式会社リレックス	同行援護	ゆるっとKTN ケアサポート	大阪府堺市西区鳳東町七丁745 鳳グリーンパレス101号	令和5年5月1日
医療法人淳康会	居宅介護	医療法人淳康会 堺近森病院訪問介護事業所	大阪府堺市堺区北清水町二丁4番1号	令和5年5月1日
医療法人淳康会	重度訪問介護	医療法人淳康会 堺近森病院訪問介護事業所	大阪府堺市堺区北清水町二丁4番1号	令和5年5月1日
株式会社アニスト	居宅介護	アニストヘルパーステーション 堺浜寺	大阪府堺市西区浜寺石津町中一丁8番40号	令和5年5月1日
一般社団法人シャロームケア	就労継続支援 (B型)	ブレストワーク スさかい	大阪府堺市中区平井533-1	令和5年5月1日
医療法人眞祥会	就労継続支援 (B型)	ふくろう	大阪府堺市中区深井沢町3287番地 アシストビル2F	令和5年5月1日

一般社団法人ライフ	同行援護	ライフケア	大阪府堺市西区鳳中町二丁48番地1 ライオンズマンション鳳式番館405号	令和5年5月1日
一般社団法人アフター	短期入所	夕日の家	大阪府堺市中区深阪一丁2番25号	令和5年5月1日

堺市告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ウイング	計画相談支援	相談支援 ウイング	大阪府堺市中区深井北町3462番	令和5年5月1日
株式会社轍	計画相談支援	相談支援事業所 みつばち	大阪府堺市東区白鷺町三丁13番1号	令和5年5月1日

堺市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 あかるいひ	就労継続支援 (B型)	はっぴー	大阪府堺市中区大野芝町163-1 大野芝コンパクト1B	令和5年4月30日
一般社団法人 ゆめファミリー	居宅介護	まかな	大阪府堺市東区北野田541番地59	令和5年4月30日
株式会社PRIME VISION	就労移行支援 (一般型)	ディーキャリア堺オフィス	大阪府堺市堺区市之町西三丁1番地43番 サンビル堺駅前401号	令和5年4月30日
株式会社みらいじゅ	就労継続支援 (A型)	みらいじゅ	大阪府堺市堺区大町東一丁1番2号 ATOMIC BLD. 6F	令和5年4月1日
株式会社メディカルケア堺	生活介護	デイサービスすみれの家大美野	大阪府堺市東区大美野91番地22	令和5年4月8日
泉南 生活協同組合	居宅介護	オレンジコープ泉ヶ丘	大阪府堺市南区三原台一丁2番2号	令和5年4月30日
泉南 生活協同組合	重度訪問介護	オレンジコープ泉ヶ丘	大阪府堺市南区三原台一丁2番2号	令和5年4月30日

堺市告示第227号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社ハピスポ	放課後等デイサービス	ハピスポ堺	大阪府堺市西区鳳東町5丁461番1	令和5年5月1日
社会福祉法人南湖会	放課後等デイサービス	共生型放課後等デイサービスわんぱくはうす平井園	大阪府堺市中区平井370番地1	令和5年5月1日

堺市告示第228号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ウイング	障害児相談支援	相談支援 ウイング	大阪府堺市中区深井北町3462番	令和5年5月1日
特定非営利活動法人げんき	障害児相談支援	相談支援げんき	大阪府堺市中区深井中町1197番地1	令和5年5月1日

堺市告示第229号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人南湖会	放課後等デイサービス	わんぱくはうす平井園	大阪府堺市中区平井370番地1	令和5年4月30日

公 告

堺市公告第353号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
グループウェア等システム保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
ICTイノベーション推進室
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社
代表取締役 牧内 貴文
大阪府大阪市北区大深町3番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥91,080,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第354号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
介護保険システム運用保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局長寿社会部介護保険課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥50,550,060—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第355号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

保険年金電算システム運用保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課  
堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥109,814,100—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第356号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
後期高齢者医療電算システム維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課
堺市堺区南瓦町3番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額
¥49,685,064—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~  
堺市公告第357号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第2号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年5月11日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |            | 利用権を設定する農地 |       |      |                      | 利用権を設定する者(貸手)                     |                |                     |        | 設定する利用権  |           |        |                 |
|-----------------|------------|------------|-------|------|----------------------|-----------------------------------|----------------|---------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------------|
| 住所              | 氏名         | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> )  | 住所                                | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項   | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法        |
| 堺市中区深井中町1211番地3 | 一般社団法人 輝39 | 西区菱木4丁     | 2921  | 田    | 1,203<br>のうちの<br>312 | 堺市南区若松台3丁30番4号<br>堺市南区桃山台4丁15番10号 | 松本 幸治<br>松本 清子 | 賃貸借による権利<br>(解除条件付) | 畑として利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | 18,000 | 毎年末までに貸手指定口座に振込 |
| 堺市北区八下北4番51号    | 石崎 隆則      | 北区野遠町      | 360-1 | 田    | 968                  | 東京都世田谷区池尻3丁目28-5                  | 繁田 忠邦          | 使用貸借による権利           | 田として利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | -      | -               |
| 堺市中区深坂6丁16番3号   | 樋川 重廣      | 中区田園       | 384   | 田    | 1,282                | 東京都町田市三輪緑山2丁目25-12                | 浦野 茂樹          | 使用貸借による権利           | 田として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -               |

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区高倉台二丁1526番の一部、1527番1及び1527番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区高倉台2丁17番36号

中岡 美貴子

堺市公告第359号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

教職員情報システム運用保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課

堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 大阪第一統括ビジネス部
統括部長 田中 美治
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥51,818,745- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第77号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1529号
指 定 年 月 日 令和5年5月10日
指定期間の末日 令和10年5月9日

事業者の名称 株式会社頂和
 事業者の住所 河内長野市木戸西町3丁目1番10号 2階2-A号室
 代表者の職氏名 代表取締役 岡村 悟志
 事業所の名称 株式会社頂和
 事業所の所在地 河内長野市木戸西町3丁目1番10号 2階2-A号室

指 定 番 号 第1530号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和10年5月9日
 事業者の名称 株式会社昭和工務店
 事業者の住所 泉佐野市市場西2丁目8番20号
 代表者の職氏名 代表取締役 中庄谷 正人
 事業所の名称 株式会社昭和工務店
 事業所の所在地 泉佐野市市場西2丁目8番20号

指 定 番 号 第1531号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和10年5月9日
 事業者の名称 株式会社朝日設備工業
 事業者の住所 高槻市西面中1丁目10番1号
 代表者の職氏名 代表取締役 井上 修治
 事業所の名称 株式会社朝日設備工業
 事業所の所在地 高槻市西面中1丁目10番1号

指 定 番 号 第1532号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和10年5月9日
 事業者の名称 穴山 耕三
 事業者の住所 堺市堺区向陵中町3丁8番34号
 事業所の名称 S h u - r i シューリ
 事業所の所在地 堺市堺区南旅籠町西2丁3番24号 松本ビル101号

指 定 番 号 第1533号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和10年5月9日
 事業者の名称 株式会社北村設備

事業者の住所 富田林市津々山台1丁目1番1-502
 代表者の職氏名 代表取締役 北村 洋平
 事業所の名称 株式会社北村設備
 事業所の所在地 富田林市津々山台1丁目1番1-502

指 定 番 号 第1534号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和10年5月9日
 事業者の名称 株式会社中森設備
 事業者の住所 奈良県奈良市杏町119番地
 代表者の職氏名 代表取締役 中森 卓也
 事業所の名称 株式会社中森設備大阪営業所
 事業所の所在地 堺市中区福田150-1

堺市上下水道局公告第78号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1781号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日
 指定期間の末日 令和9年11月30日
 事業者の名称 株式会社頂和
 事業者の住所 河内長野市木戸西町3丁目1番10号 2階2-A号室
 代表者の職氏名 代表取締役 岡村 悟志
 営業所の名称 株式会社頂和
 営業所の所在地 河内長野市木戸西町3丁目1番10号 2階2-A号室

指 定 番 号 第1782号
 指 定 年 月 日 令和5年5月10日

指定期間の末日	令和9年11月30日
事業者の名称	株式会社昭和工務店
事業者の住所	泉佐野市市場西2丁目8番20号
代表者の職氏名	代表取締役 中庄谷 正人
営業所の名称	株式会社昭和工務店
営業所の所在地	泉佐野市市場西2丁目8番20号
指 定 番 号	第1783号
指 定 年 月 日	令和5年5月10日
指定期間の末日	令和9年11月30日
事業者の名称	株式会社北村設備
事業者の住所	富田林市津々山台1丁目1番1-502
代表者の職氏名	代表取締役 北村 洋平
営業所の名称	株式会社北村設備
営業所の所在地	富田林市津々山台1丁目1番1-502
指 定 番 号	第1784号
指 定 年 月 日	令和5年5月10日
指定期間の末日	令和9年11月30日
事業者の名称	株式会社B' z コミュニケーション
事業者の住所	兵庫県神戸市中央区脇浜町3-7-14
代表者の職氏名	代表取締役 平岡 敬喜
営業所の名称	株式会社B' z コミュニケーション
営業所の所在地	豊中市蛍池西町2-8-2
指 定 番 号	第1785号
指 定 年 月 日	令和5年5月10日
指定期間の末日	令和9年11月30日
事業者の名称	穴山 耕三
事業者の住所	堺市堺区向陵中町3丁8番34号
営業所の名称	S h u - r i シューリ
営業所の所在地	堺市堺区南旅籠町西2丁3番24号 松本ビル101号
指 定 番 号	第1786号
指 定 年 月 日	令和5年5月10日
指定期間の末日	令和9年11月30日

事業者の名称 株式会社中森設備
事業者の住所 奈良県奈良市杏町119番地
代表者の職氏名 代表取締役 中森 卓也
営業所の名称 株式会社中森設備大阪営業所
営業所の所在地 堺市中区福田150-1

教育委員会規則

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

堺市教育委員会

教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会規則第23号

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員が堺市学校園教職員厚生会に納付金として支払うべき費用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。